

陳情第154号

民主主義と立憲主義の基盤である信教の自由・請願権等を守る為の陳情 資料

1 宗教法人法について

宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法人格を与えることを目的として昭和26年に施行された。

この法律において宗教団体とは、教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体であり（第二条）、都道府県知事若しくは文部科学大臣の認証等を経て法人格を取得する。

平成7年には第七十八条の二が新設され、宗教法人について、「公益事業以外の事業」の停止命令（第七十九条）、認証の取消（第八十条）及び解散命令（第八十一条）の事由に該当する疑いがあると認めるときは、業務等の管理運営に関する事項に関し、所轄庁が、該当宗教法人に対し報告を求めたり、該当宗教法人の代表役員等の関係者に対して質問できるよう改正された。

2 宗教法人数

令和2年12月31日現在

系統 所轄	神 道 系	仏 教 系	キリスト教系	諸 教	計
文部科学大臣	2 1 2	4 8 3	3 2 8	1 2 4	1, 1 4 7
都道府県知事	8 4, 3 6 1	7 6, 5 7 2	4, 4 9 2	1 3, 9 7 2	1 7 9, 3 9 7
				合 計	1 8 0, 5 4 4

(文化庁 宗教年鑑 令和3年度版)

3 反社会的勢力（団体）について

明確な定義はなく、その時々々の社会情勢に応じて変化し得るものであることから、あらかじめ限定的、かつ、統一的に定義することは困難であると考えられる。(令和元年国会答弁)

また、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」においては、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要であるとされている。

富山市議会が世界平和統一家庭連合（旧統一教会）
及び関係団体と一切の関係を断つ決議

安倍晋三元総理の銃撃事件をきっかけに政治と世界平和統一家庭連合（以下「旧統一教会」という。）との関わりの深さが浮き彫りとなっている。

問題は、政治家が宗教団体と関わることではない。消費者の不安をあおり、高額な商品を購入させる「靈感商法」などで大きな社会問題となった団体とのつながりを持ってきたことにある。

藤井市長並びに当局は、旧統一教会及び関係団体との関係について調査し、記者会見並びに議会でも公表した。富山市議会も藤井市長並びに当局と同じく、議会として過去の関係について次の通り調査し公表する。

- 1 各会派と旧統一教会及び関係団体との関係の有無について調査する。
- 2 会派として関係があった場合は、その内容について調査する。
- 3 会派の政務調査活動や政策立案の判断に影響が及んでいないか調査する。
- 4 以上のことを会派が取りまとめ議会として公表する。

藤井市長並びに当局は、旧統一教会は極めて問題のある団体として、旧統一教会及び関係団体とは一切関わりを持たないことを決意し、表明した。

富山市議会も、藤井市長並びに当局と同じく旧統一教会及び関係団体と今後一切の関係を断ち切ることを宣言する。

令和4年9月28日

富山市議会

【参考】

日本国憲法（昭和二十一年憲法）抜粋

〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

二 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

三 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

〔請願権〕

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

〔思想及び良心の自由〕

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

二 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

三 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔公の財産の用途制限〕

第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

請願法（昭和二十二年法律第十三号）

〔準拠法〕

第一条 請願については、別に法律の定める場合を除いては、この法律の定めるところによる。

〔方式〕

第二条 請願は、請願者の氏名（法人の場合はその名称）及び住所（住所のない場合は居所）を記載し、文書でこれをしなければならない。

〔提出先〕

第三条 請願書は、請願の事項を所管する官公署にこれを提出しなければならない。天皇に対する請願書は、内閣にこれを提出しなければならない。

二 請願の事項を所管する官公署が明らかでないときは、請願書は、これを内閣に提出することができる。

第四条 請願書が誤つて前条に規定する官公署以外の官公署に提出されたときは、その官公署は、請願者に正当な官公署を指示し、又は正当な官公署にその請願書を送付しなければならない。

〔効果〕

第五条 この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。

第六条 何人も、請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）抜粋

（報告及び質問）

第七十八条の二 所轄庁は、宗教法人について次の各号の一に該当する疑いがあると認めるときは、この法律を施行するため必要な限度において、当該宗教法人の業務又は事業の管理運営に関する事項に関し、当該宗教法人に対し報告を求め、又は当該職員に当該宗教法人の代表役員、責任役員その他の関係者に対し質問させることができる。この場合において、当該職員が質問するために当該宗教法人の施設に立ち入るときは、当該宗教法人の代表役員、責任役員その他の関係者の同意を得なければならない。

一 当該宗教法人が行う公益事業以外の事業について第六条第二項の規定に違反する事実があること。

二 第十四条第一項又は第三十九条第一項の規定による認証をした場合において、当該宗教法人について第十四条第一項第一号又は第三十九条第一項第三号に掲げる要件を欠いていること。

三 当該宗教法人について第八十一条第一項第一号から第四号までの一に該当する事由があること。

（略）

（公益事業以外の事業の停止命令）

第七十九条 所轄庁は、宗教法人が行う公益事業以外の事業について第六条第二項の規定に違反する事実があると認めるときは、当該宗教法人に対し、一年以内の期間を限りその事業の停止を命ずることができる。

（略）

（認証の取消し）

第八十条 所轄庁は、第十四条第一項又は第三十九条第一項の規定による認証をした場合において、当該認証に係る事案が第十四条第一項第一号又は第三十九条第一項第三号に掲げる要件を欠いていることが判明したときは、当該認証に関する認証書を交付した日から一年以内に限り、当該認証を取り消すことができる。

（略）

（解散命令）

第八十一条 裁判所は、宗教法人について左の各号の一に該当する事由があると認めるときは、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、その解散を命ずることができる。

一 法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと。

二 第二条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと又は一年以上にわたつてその目的のための行為をしないこと。

三 当該宗教法人が第二条第一号に掲げる宗教団体である場合には、礼拝の施設が滅失し、やむを得ない事由がないのにその滅失後二年以上にわたつてその施設を備えないこと。

四 一年以上にわたつて代表役員及びその代務者を欠いていること。

五 第十四条第一項又は第三十九条第一項の規定による認証に関する認証書を交付した日から一年を経過している場合において、当該宗教法人について第十四条第一項第一号又は第三十九条第一項第三号に掲げる要件を欠いていることが判明したこと。

（略）